

第5次千葉市障害者計画等の骨子について

第4次計画等の主な骨子	
第1部 総論	
基本理念	すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も一緒に活動することで相互の理解を深めていく共生社会を構築する。
計画の視点	中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援（中長期指針の第1段階としての視点）
	誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
	障害者団体との協働及び市民参加
第2部 各論	
重点施策 (親亡き後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援)	
計画の体系	1 理解促進・社会参加の推進
基本目標別の 施策展開	2 相談支援の充実
	3 地域生活支援の拡充
*各基本目標の 方針には、中長期指針の考え方も盛り込む	4 保健・医療の充実
	5 障害児支援の充実
	6 環境の整備
第3部 第5期障害福祉計画	
第4部 第1期障害児福祉計画	
第5部 計画の推進に向けて	
1 関係機関等との連携	
2 進行管理と評価	
3 計画の弾力的運用	

中長期指針の策定等

- 障害福祉施策に係る課題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもったビジョンとして、平成28年度に本市の障害福祉施策の10年後を見据えた中長期的な指針を策定した。(対象期間：平成29～令和8年度)
- 中長期指針において、より多くの生きづらさを抱える方たちへの支援を位置付ける一方、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、既存事業の見直しに係る方針を明確にした。
- 中長期的な課題として「障害の早期発見から相談機関への連携」「相談機関とネットワーク構築」「障害福祉サービスの充実」「重い障害があっても自立できる社会の推進(住まいと社会とのつながり)」「就労支援の充実」「人材の育成」「障害者への社会の理解促進と社会参加しやすい環境の構築」「障害福祉施策関連事業費の増大への対応」の8つを掲げ、それぞれ対応方針を示し、重点的に取り組む。
- 地域自立支援協議会運営事務局会議において協議された「親亡き後の支援」「重度の障害のある方たちへの支援」「発達障害者に対する支援」に関する提言を踏まえ、より支援が必要な障害者への支援策を検討する。

実態調査の結果

- 相談支援の充実
 - ・「希望する相談制度」→「専門性の高い職員による相談」が最も多く回答
- 親亡き後の支援
 - ・「親亡き後不安なこと」→「介助や援護をしてくれる人がいるか不安がある」が最も多く回答
- 介助者への対応
 - ・「主な介助者が困っていること」
 - 18歳以上では「介助者の高齢化に不安がある」が最も多く回答
 - 18歳未満では「代わりに介助を頼める人がいない」が最も多く回答
- 障害児の成長段階にあわせた支援
 - ・「療育・保育について困っていること」→「本人の成長に不安がある」が最も多く回答
 - ・「学校・教育で困っていること」→「学校卒業後の進路に不安がある」が最も多く回答
- 障害に対する理解促進
 - ・「地域生活のために必要なこと」→「地域の人のための障害に対する理解」が最も多く回答

国の動き

- 障害者総合支援法の一部改正
 - 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- 発達障害者支援法の一部改正
 - ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細やかな支援
- 精神障害者の地域移行促進(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等)
- オリンピック・パラリンピックに向けた、共生社会の実現の推進

第5次計画策定の考え方

- 「基本理念」は、中長期指針の理念を基本として、国の動き、実態調査の結果、市の動きなどの諸要素を踏まえた、あるべき将来像として示す。
- 中長期指針における第2段階の実施計画であり、その方針に沿って、より生活をしやすい障害者に向けた施策に重点的に取り組む。(重点施策の継続)
- 第4次計画の達成状況を踏まえながら、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野における障害者施策の一層の充実を目指す。
- 新型コロナウイルス感染症等から身を守るため、それぞれの生活に合った「新しい生活様式」を実践できるよう、各施策を展開する。
- オリンピック・パラリンピック開催都市として培った経験を次世代へ継承し、障害者の更なる理解促進や社会参加を目指す。
- 「障害福祉計画」「障害児計画」は、国の基本指針に即して策定する。

第5次計画等の主な骨子	
第1部 総論	
基本理念	障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。
計画の視点	中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援（中長期指針の第2段階としての視点）
	ライフステージの全段階での相談とサービスの提供
	誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進 新しい生活様式の実践
第2部 各論	
重点施策 (親亡き後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援)	
計画の体系	1 相談支援の充実
基本目標別の 施策展開	2 地域生活支援の拡充
	3 保健・医療の充実
*各基本目標の 方針には、中長期指針の考え方も盛り込む	4 障害児支援の充実
	5 理解促進・社会参加の推進・次世代への継承(追加)
	6 環境の整備
第3部 第6期障害福祉計画	
第4部 第2期障害児福祉計画	
第5部 計画の推進に向けて	
1 関係機関等との連携	
2 進行管理と評価	
3 計画の弾力的運用	